

## 北海道男女平等参画チャレンジ賞推薦要領

### 1 表彰の対象

北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

### 2 表彰の対象とする活動

職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している者、または、支援の対象とする者のチャレンジは、次の項目を踏まえたものとする。

- (1) そのチャレンジを見た道民が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであること
- (2) そのチャレンジが男女平等参画社会づくりに寄与している事例として道民に訴えかけるものであること
- (3) そのチャレンジの結果、成果が上がっていること
- (4) そのチャレンジが新たな活動の領域を拓くなど従来見られなかったような先駆的なものであること
- (5) 今後も様々な分野において活躍することが期待できること

### 3 推薦の方法

推薦は自薦も含むこととし、推薦者は、別に定める日までに知事に必要書類を提出することとする。

### 4 提出書類等

- (1) 北海道男女平等参画チャレンジ賞推薦書（別紙様式）
- (2) 活動状況に関する参考資料
  - ・報道記事、団体等の会報やホームページに掲載された記事等
  - ・団体等の構成員名簿

#### 附 則

この要領は、平成16年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年9月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年7月22日から施行する。